

金融審議会
決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ
中間整理

平成 27 年 4 月 28 日

目次

はじめに	1
第1章 リテール分野を中心としたイノベーションの進展	2
1. 最近の動向	2
(1) ITを活用した新しい決済サービスの登場	2
(2) 決済を起点とした金融ビジネスの拡大	2
(3) プレーヤー間の連携・協働による決済サービスの発展	3
(4) 決済を軸とした銀行業務のイノベーション	3
2. 今後の課題	4
第2章 企業の成長を支える決済サービスの高度化	5
1. 企業向け決済サービスの高度化に対する期待の高まり	5
2. キャッシュ・マネジメントの戦略的強化	5
(1) キャッシュ・マネジメントを巡る状況	5
(2) 今後の課題	6
3. 電子記録債権の活用	7
第3章 決済インフラの改革	8
1. 基本的認識	8
2. 国内外を通じたシームレスな決済インフラの構築	9
(1) 送金フォーマット項目の国際標準化	9
(2) 国際送金における「ロー・バリュー送金」の提供	10
(3) 非居住者口座に係る円送金の効率性向上	11
(4) 大口送金の利便性向上	12
(5) アジアにおける決済インフラ構築への関与	12
3. 決済インフラの機能拡大と高度化	13
(1) XML電文への移行	13
(2) 24時間365日化の推進	15
(3) 決済イノベーションの基盤としての新たな活用	15
4. 決済インフラに係るイノベーション推進のための体制整備	15
第4章 決済システムの安定性と情報セキュリティ	16
1. 決済システムの安定性	16
2. 情報セキュリティ	17
(1) 最近の動向	17
(2) 今後の課題	17

第5章	イノベーションの促進と利用者保護の確保	18
1.	最近の動向	18
2.	今後の課題	19
第6章	改革に向けたアクションプラン	20
1.	最近の動向	20
2.	改革に向けたアクションプランの策定	20
第7章	法制面に関する課題	20
おわりに		22

「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」メンバー名簿

平成 27 年 4 月 28 日現在

座 長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	沖田 貴史	ベリトランス（株）代表取締役執行役員CEO
	翁 百合	（株）日本総合研究所副理事長
	尾中 壺行	三菱UFJニコス（株）営業本部次長
	小野 有人	中央大学商学部教授
	柏木 英一	（株）三菱東京UFJ銀行IT事業部長
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
	古閑 由佳	ヤフー（株）決済金融カンパニープロデュース本部本部長
	関 聡司	楽天（株）執行役員 渉外室室長
	滝島 啓介	ウェルネット（株）取締役執行役員営業部長
	田邊 栄一	三菱商事（株）常務執行役員
	長楽 高志	一般社団法人日本資金決済業協会専務理事
	戸村 肇	東京大学大学院経済学研究科講師
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	浜 俊明	富士通（株）財務経理本部財務部グローバルキャッシュマネジメント部長
	堀 天子	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
	牧野 秀生	花王（株）経理企画部長
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科准教授	
山上 聡	（株）NTTデータ経営研究所パートナー グローバル金融ビジネスユニット長	
與口 真三	一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長	
オブザーバー	馬場 健	財務省大臣官房信用機構課長
	苗村 公嗣	経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課長
	播本 慶子	日本銀行決済機構局決済システム課長

※ 本スタディ・グループにおいては、上記メンバーに加え、以下のような関係者を招き、意見交換を実施した。

- 第1回 佐藤 哲士 (株)NTTデータ経営研究所金融コンサルティングユニット本部長
(平成26年10月9日) 小出 俊行 (株)NTTデータ経営研究所金融コンサルティングユニットシニアマネージャー
- 第2回 野村 敦子 (株)日本総合研究所主任研究員
(平成26年10月20日) 南雲 聡 富士通(株)マネージングコンサルタント
- 第3回 中島 真志 麗澤大学経済学部教授
(平成26年10月29日) 伊藤 薫 デロイトトーマツコンサルティング(株)ディレクター
- 第4回 山梨 聡 企業財務協議会事務局
(平成26年11月6日) 桑野 祐一郎 キリバ・ジャパン(株)副社長
- 第6回 栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
(平成26年11月27日)
- 第7回 鈴木 基代 独立行政法人国民生活センター相談情報部長
(平成26年12月8日) 米山 正夫 公益財団法人金融情報システムセンター企画部長
掃部 朋広 公益財団法人金融情報システムセンター監査安全部総括主任研究員
岩下 直行 日本銀行金融機構局金融高度化センター長
- 第8回 諸江 博明 (株)全銀電子債権ネットワーク代表執行役社長
(平成26年12月16日)
- 第9回 内田 浩示 一般社団法人全国銀行協会金融調査部長
(平成27年1月21日)
- 第10回 松本 康幸 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク事務局長
(平成27年2月5日)

(敬称略)

はじめに

銀行（預金取扱金融機関）や銀行以外のノンバンク・プレーヤーが担う決済業務や決済に関連するサービス、また、それらを支える決済インフラは、我が国経済の重要な基盤である。

近年、IT（情報技術）の急速な発展が金融に変革をもたらすとともに、経済活動のグローバル化が一段と進展し、それらに伴う個人・企業の行動・取引様式の変化が相まって、決済を巡る環境が大きく変化している。こうした環境変化の中、決済サービスの利便性や安全性などを高めること、すなわち決済高度化に対する要請が急速に高まっている。それに応じて、新たな決済サービスが登場するとともに、決済サービスの担い手も多様化するなど、決済分野で構造的な変化が進んでいる。こうした流れは、技術革新等に伴って、世界的規模で、今後さらに加速していくことが想定される。このような中、我が国でも、創意工夫を活かした決済ビジネスの展開や決済高度化に向けた共通基盤の整備が重要な課題となっている。

以上を踏まえ、平成26年9月26日に開催された金融審議会総会において、金融担当大臣より金融審議会に対して、「決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済及び関連する金融業務のあり方並びにそれらを支える基盤整備のあり方等について多角的に検討する」旨の諮問がなされた。

本スタディ・グループでは、上記諮問を受け、同年10月以降、委員及び有識者からのヒアリング等を通じ、決済に関する国内外の動向や各国の取組みに関する実態把握等を行うとともに、この過程で把握された問題を踏まえ、決済高度化に向けた基本的な論点や方向性について、審議を行ってきた。本中間整理は、これまでの審議を通じて把握された多岐にわたる論点・課題等を総括するものである。

本中間整理では、まず、リテールや企業向けの決済サービスなど、利用者との関係の深い分野について記述し、次いで、これらのサービスを支える決済インフラ、また、横断的事項である決済システムの安定性と情報セキュリティ、イノベーションの促進と利用者保護の確保について記述している。その上で、アクションプランの策定など今後更に検討を進めていく必要のある課題について整理を行っている。

第1章 リテール分野を中心としたイノベーションの進展

1. 最近の動向

(1) ITを活用した新しい決済サービス¹の登場

ITの進展等を背景に、リテール分野を中心に、革新的なサービスが相次いで登場している。

例えば、ドングルと呼ばれる携帯電話のジャックに差し込むことでクレジットカードを読み取ることができる端末が登場している。これにより、従来のような読取機械が無くてもカード決済が可能とされ、技術的には個人間でもクレジットカードによる決済を行うことが可能となっている。

また、海外を中心に、IT企業による新たな決済サービス（モバイルウォレット²等）のほか、口座振替契約やクレジットカード情報の登録などを予め行った上で、携帯電話番号やSNS（Social Networking Service）アカウントを用いて送金等を行うことができるサービスも続々と登場している。

こうした新しい決済サービスは、ITの発展を活用し、国際的にサービスを展開することも視野に入れて提供されており、決済サービスの標準化を巡る競争がグローバルなレベルで進みつつある。

(2) 決済を起点とした金融ビジネスの拡大

決済を起点に、銀行のみならず、ノンバンク・プレーヤーが銀行業務の一部を代理するようなビジネスや、より総合的な金融サービスを展開しつつある。

例えば、銀行と提携し、手数料無料でATM入出金・ネット振込等を顧客に提供するサービスが登場している。これは銀行と銀行サービスの利用者の間に立って、両者を介在するサービスを提供するものと考えられる。

また、電子商取引市場の運営業者が、決済や取引に関する情報を活用し、

¹ 本中間整理において「決済サービス」とは、決済のみならず、決済に関連するサービスも含めた概念として用いている。

² クレジットカードやポイントカードのデータ、クーポン情報などを、予めスマートフォンをはじめとする携帯端末に取り込んでおき、店頭等で支払いを行う際に、NFC（非接触の近距離無線通信）等を用いて相手方に情報を提供し、決済を行うもの。

グループ内の関連企業や銀行を通じて、電子商取引市場の参加者に融資を行うサービスも登場している。中国の大手 IT 関連企業のように、決済を軸として、融資のみならず預金受入れに相当するような業務を展開しているケースも登場している。

このように、ノンバンク・プレーヤーが、従来銀行が担ってきた業務を分化させつつサービスとして提供する動きが見られ、決済を中心に銀行業務の「アンバンドリング³化」とも言うべき構造変化が進行しつつある。

(3) プレーヤー間の連携・協働による決済サービスの発展

欧米を中心に、銀行間又は銀行とノンバンク・プレーヤーとの連携・協働など、プレーヤー間の連携・協働を通じて利便性の向上を図る取組みが進んでいる。

例えば、前述した、電子商取引市場の参加者向け融資のほか、米国の大手銀行の協働による携帯電話番号を用いた送金サービスや、決済業者と ATM 設置・運営業者の連携に基づく ATM による個人間送金サービスなどが登場している。

また、我が国でも、流通関連企業などノンバンク・プレーヤーが、銀行の買収や提携等を行った上で、金融ビジネスを小売サービスなどの非金融ビジネスと連携して展開する動きが見られる。

(4) 決済を軸とした銀行業務のイノベーション

世界的に「FinTech⁴」と呼ばれる金融と IT を融合させる動きが広がっており、そのことが銀行業務の将来像にも強い影響を及ぼしている。こうした中、欧米の銀行では、「Google や Facebook 等の IT 関連企業が今後の銀行の競合先」⁵として挙げられるなど、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、そうした変化に対して戦略的に応じる動きが活発化している。

³ アンバンドリングとは、一般的には、複数の要素や機能が束ねられることによって構成されている商品やサービスを個々の要素や機能に分解することを言う。

⁴ FinTech とは、金融 (Finance) と技術 (Technology) を掛け合わせた造語であり、主に、IT を活用した革新的な金融サービス事業を指す。特に、近年は、海外を中心に、IT ベンチャー企業が、IT 技術を武器に、伝統的な銀行等が提供していない金融サービスを提供する動きが活発化している。

⁵ 平成 25 年 5 月 6 日、ユーロマネー主催「Saudi Arabia Conference」における米大手金融機関 JPMorgan のジェームズ・ダイモン CEO の発言。

例えば、米国の銀行については、システムの維持・管理やデータベースのバックアップなどの「維持のための IT 投資」よりも、サービスの刷新やデータベースの新規活用などを目的とした「変化のための IT 投資」をより重視する動きが見られる、との指摘がある。

また、欧米の銀行においては、投資先としてではなく、IT の取り込みそれ自体を目的として、IT ベンチャー企業との連携や買収を進める動きが活発化している。さらに、多様な経路での顧客との接触を一体的に管理し、顧客ニーズに応じた最適なサービスを提供するオムニチャネル化⁶や、ビッグデータの活用⁷、モバイルペイメントサービスへの注力といった動きも見られる。

2. 今後の課題

我が国において、決済サービスは、これまで、基本的には銀行を中心としたサービス分野であり、ノンバンク・プレーヤーや海外の動向との関係が薄い比較的クローズドな領域であった。そうした構図の中で、機能の多角化や即時性の向上、安定性の確保等が図られ、そのことを通じて、我が国独自のサービスや安心で安全性の高い決済環境が提供されてきた。

しかしながら、近年の決済分野におけるイノベーションは、主に、IT 企業をはじめとするノンバンク・プレーヤーにより牽引されている。このことは、決済分野のイノベーションに資するものと考えられるが、こうした決済分野の構造的変化を踏まえれば、我が国でも、決済サービスや決済に関連する銀行業務のあり方そのものを併せて見直していかなければ、世界的なイノベーションの動きから取り残されるおそれもあると考えられる。

すなわち、我が国においても、決済分野について、従来の銀行を中心としたクローズドな構造からの転換を図ることが必要であると考えられる。そのためには、銀行のみならず多様なプレーヤーが参加する中で、競争的に決済サービスのイノベーションが進められるようにすることが求められる。

同時に、IT 分野の技術革新の多くが金融以外の領域で産み出されていることからすれば、銀行サイドにおいても、いわゆる自前主義ではない、オープン・イノベーション（外部連携による革新）を重視した体制とビジネス・モ

⁶ 実店舗のみならず、様々なデジタル端末等からのインターネットを通じたアクセスなど、多様な経路から金融機関等へのアクセスを可能にした上で、それらを金融機関等の側で一元的に管理・分析し、商品提案を含む顧客サービスに反映させていく取組み。

⁷ 多様かつ多種のデータをリアルタイムで把握し、集約された膨大なデータについて IT を活用した高度な数理分析等を行うことにより、事業戦略の立案や新規サービスの検討に活用していく取組み。

デルを構築し、戦略的に先進的 IT を取り込むことが重要な課題となる。

さらに、そうした金融 IT を活用した先進的なサービスについて、銀行その他のプレイヤーが、アジアやグローバルなレベルでの標準化も念頭にサービスの面的・量的拡大を図ることや、そうした先進的なサービスを金流・商流連携⁸に基づく融資事業に繋げるなど事業面で戦略性を強化することを通じ、収益性を確保していくことも重要であると考えられる。

第2章 企業の成長を支える決済サービスの高度化

1. 企業向け決済サービスの高度化に対する期待の高まり

近年、企業の国際展開の加速やグローバルなサプライチェーンの深化、また、企業グループ単位での経営管理の広がりに伴い、企業グループにおける資金管理・移動（キャッシュ・マネジメント）や債権管理の効率性、財務・資金リスクのコントロールが、企業の競争力の重要な要素となっている。

また、商取引の電子化・ペーパーレス化が進行する中、企業サイドでは、手形を含む債権管理の電子化・ペーパーレス化への要請が高まっている。さらに、特に中小企業においては、担保によらないファイナンス手法として、債権流動化による資金調達をより円滑かつ安全に行うことへの期待がある。

2. キャッシュ・マネジメントの戦略的強化

（1）キャッシュ・マネジメントを巡る状況

欧米の主要銀行においては、企業活動のグローバル化等に伴い、キャッシュ・マネジメント・サービス（CMS ; Cash Management Service）に対する企業側のニーズが高まっていることを踏まえ、CMS を経営戦略の柱の一つと位置付け、顧客ニーズを踏まえつつ、より高度なサービス展開を進めている。

欧米の主要銀行が提供する CMS の先進的な取組みの例として、例えば、以下のようなサービスが挙げられている。

- ・ グローバルに統合された単一のシステムによりサービスが提供されている。このため、利用企業は、世界各地のグループの資金管理を単一のプ

⁸ 送金や入出金をはじめとするキャッシュ・フローに関する情報（「金流」）と発注データや在庫情報といった取引情報（「商流」）を結びつけ、企業全体の活動状況等を定量的に把握すること。

ラットフォームで行うことができる。

- ・ そうしたグローバルなシステムなどにより、企業グループ全体の資金過不足のリアルタイム把握や余剰資金の統合運用、企業グループ各社の支払い等の一括代行と為替取引の一元化等のサービスが提供されている。
- ・ 実際の資金移動を行わず名目的に集約・相殺等を行うノーショナル・プーリングのサービスや、複数の国・銀行をまたがる企業グループ全体の口座も一元的なプーリングの対象とするサービス等が提供されている。
- ・ 新興国も含めて地場の銀行や決済サービス関連事業者と連携することや、諸外国の銀行間決済ネットワークに直接参加することなどにより、資金不足の子会社に対する各種地場通貨による資金融通等が行われている。
- ・ 単に資金状況に関する情報だけではなく、将来的なキャッシュ・ポジションの見通し、グループ全体の為替ポジションのバランスなど、経営判断に資する分析的な情報がわかりやすく提供されている。

これに対して、邦銀の CMS については、邦銀ならではの人的サポートやきめ細かなサービスは充実しているとの評価があるが、上述のような先進的サービスについては欧米の主要銀行の取組みが先行している、との指摘がある。

(2) 今後の課題

以上のことを踏まえ、邦銀、特に主要行においては、CMS の強化に向けて、世界のリーディングバンクに期待される水準を念頭に置き、邦銀の海外拠点や海外現地日系企業のニーズも十分に汲み取りつつ、CMS の経営戦略上の位置付けを明確にすることが強く期待される。

また、邦銀と欧米の主要銀行との間で CMS の水準に違いがあること背景には、邦銀の IT 投資は「維持・管理のための投資」の割合が高いことなど、邦銀の IT 戦略のあり方の問題も関連していると考えられる。こうしたことを踏まえれば、IT ベンチャー企業との連携・協働を通じたサービスの高度化など、銀行の戦略的な IT 投資の途を拡大していくことが重要な課題である。

さらに、我が国企業の海外展開に伴う CMS 等のニーズに応じていくためには、例えば、海外地場の決済サービス関連事業者と提携することなど、邦銀の海外拠点において、現地の事情も踏まえたより機動的な事業展開が図られ

ることが重要になると考えられる。

加えて、我が国企業のサプライチェーンが特に主要新興国へと拡大する中、グローバル CMS で必要とされる多様な資金移動を円滑に行うため、例えば、外貨入出金や居住者に対する非居住者からの貸付、当座貸越に係る規制など、新興国の諸規制の緩和に向けた働きかけを強化することも期待される。

また、企業がグループ内やクロスボーダーで資金管理・移動を行う場合や、邦銀のみならず外銀も含めた銀行が CMS を円滑に提供するにあたり、障害となる制度的な要因があれば、それらについても検討を進めることが重要である。

3. 電子記録債権の活用

電子記録債権制度は、売掛債権等の指名債権とも手形債権とも異なる新たな類型の金銭債権を創設し、取引の安全性・流動性を確保することにより、指名債権の二重譲渡のリスクや手形の保管コストといったデメリットを解消し、事業者の資金調達の円滑化等を図ることを目的として制度整備が図られたものである。

制度導入以降、これまでに4つの電子債権記録機関が設立され、電子債権記録機関への利用者登録は順調に拡大しているが、実際にでんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)に登録された電子記録債権の件数は、当面の目標を下回っており、十分な普及には至っていない⁹。

また、利用形態としても、例えば、制度導入時には、手形の電子化のみならず、電子記録債権を金融機関に譲渡して現金化したり、2次納入企業に譲渡してその支払いに充てるといった利用が想定されていたにもかかわらず、そうした資金調達手段としての多様な活用が十分にはなされていない。

今後、電子記録債権の資金調達手段としての活用を促していくため、以下のような課題について、ニーズを踏まえつつ、検討を進める必要があると考えられる。

- ・ 現行制度では、複数設立されている電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させることは想定されていない。このことが、電子記録債権の流

⁹ 例えば、でんさいネットにおける発生記録請求件数は、月当たり約8万件と、当面の目標である10万件を下回っている。

通性の妨げとなり、特に、中小企業が電子記録債権を譲渡して資金調達を行うことを難しくしているのではないかと指摘がある¹⁰。こうした観点から、電子債権記録機関間の相互接続（電子記録債権の移動）を可能とすることについて、検討を進めるべきである。

- ・ 現在、公的機関の支払いに際して、電子記録債権は活用されていない。このことについて、公的機関がその事業等において、受注企業に対して電子記録債権を発生させれば、当該企業の資金繰りの円滑化とともに、電子記録債権の普及促進に効果的である、との指摘がある。こうしたことを踏まえ、公的機関がその事業等の支払いに際して、電子記録債権を活用していくことについて、検討を進めるべきである。

第3章 決済インフラの改革

1. 基本的認識

欧米や主要新興国では、国・地域の競争力強化を図る観点から、銀行間ネットワークをはじめとする決済インフラについて、国内外の標準化、機能拡大と高度化、イノベーションの継続的な推進などの、高度化に向けた戦略的な取組みが強化されている。

この点、我が国においては、日銀ネットについては、金融取引のグローバル化や決済インフラのネットワーク化の一層の進展といった金融環境の変化に対応するため、アクセス利便性を向上させた新日銀ネットの全面稼働を本年10月に予定している。

また、全銀システムについては、稼働からこれまでの間、安定的なサービスを提供しつつ、大口取引の即時決済化などの取組みを行ってきたが、世界各国の取組みに照らすと、改革の広がりやスピード感が不足している面がある、との指摘がある。

決済インフラを取り巻く状況変化を踏まえれば、個人利用者の利便性向上の観点から、また、我が国企業の競争力強化の観点からも、迅速かつ広範な対応が必要とされていると考えられる。

したがって、我が国でも、金融・IT融合等が進む中での銀行業務の将来像

¹⁰ 例えば、親会社が電子債権記録機関Aで電子記録債権を発生させ、それを取得した子会社が、自らが利用者登録を行う電子債権記録機関Bを通じて孫会社に当該債権を譲渡することはできない。

を見据え、国際的な動向や将来的なニーズ等も踏まえつつ、決済インフラの戦略的な改革に取り組むべきである。具体的には、以下のような課題が考えられる。

2. 国内外を通じたシームレスな決済インフラの構築

企業・個人がグローバルに活動を展開するとともに、特に企業においては統合的な資金管理・移動のニーズが高まっている。こうしたことを踏まえれば、以下のような取組みを通じ、国内外を通じたシームレスな決済インフラを構築していくことが重要な課題である。

(1) 送金フォーマット項目の国際標準化

欧州は、SEPA（欧州単一決済圏）構想¹¹を通じて、小口決済システムである ACH¹²及び銀行が使用する域内送金フォーマットの銀行コードや口座番号などの項目を、国際送金で用いるフォーマット（一般的に SWIFT¹³フォーマット）において使用されている項目（BIC（銀行識別コード）¹⁴、IBAN（国際銀行口座番号）¹⁵など）に統一し、域内外で切れ目のない送金環境を構築している。

これに対して、我が国では、国内送金と国際送金のフォーマット項目や処理手順が異なっている。具体的には、国内送金において顧客と銀行間で使用される全銀フォーマット及び銀行と全銀システム間で使用されるテレ為替¹⁶

¹¹ SEPA（Single Euro Payment Area；欧州単一決済圏）構想とは、ユーロ通貨圏全域をひとつのリテール決済圏として統合するプロジェクトであり、域内の送金手順等を標準化することによって、国内外の区別がないユーロ建ての小口決済（送金、引落し、カード取引）を実現している。

¹² ACH（Automated Clearing House）とは、一般的に、小口決済システムを指し、我が国では全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が該当する。

¹³ SWIFT（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication；国際銀行間通信協会）とは、金融機関の金融取引に関する通信を国際的なネットワークにより提供する協同組合であり、昭和48年に設立された（本部ベルギー）。本年1月現在で、200カ国10,000を超える銀行・企業・決済インフラがユーザーとなっている。また、SWIFTは、金融取引に関する各種電文（ISO20022（後述））等の登録機関となっている。

¹⁴ BIC（Bank Identifier Code；銀行識別コード）とは、国際送金に際して、金融機関を識別するための国際標準（ISO9362）のコード（11桁）であり、SWIFTが登録機関となっている。

¹⁵ IBAN（International Bank Account Number；国際銀行口座番号）とは、国際送金に際して銀行口座を特定するための国際標準（ISO13616）のコード（最大34桁）であり、BIC同様、SWIFTが登録機関となっている。なお、IBANは各国の標準化団体又は中央銀行がSWIFTに登録することとされており、本年3月現在で66カ国が登録している（我が国は未登録）。

¹⁶ テレ為替フォーマットとは、銀行と全銀システム間での為替通知の際に使用するフォーマットであり、全銀フォーマットと同様に、昭和48年に規定された。現在は、全国銀行資金決済ネットワークが定める全銀システム利用規則により規定されている。

等のフォーマットにおいて、国際送金を行う際には必須ではない預金種目や我が国独自の銀行識別番号などを使用しており、また受取人名を主にカナ文字で記載するなど¹⁷国際送金で用いるフォーマットにおいて使用される項目等と異なっている¹⁸。

この結果、企業において、国内・国際送金の一体的な処理を円滑に行うことができない状況にある。グローバルに事業を展開する我が国企業などが国内外一体で一元的なキャッシュ・マネジメントを行うためには、国内外を通じてシームレスな決済環境を構築していくことが必要であると考えられる。

また、今後、海外の ACH 等との相互接続を通じて、決済インフラの国際連携に取り組んでいく上でも、国内送金と国際送金で使用する項目等が統一されていることが望ましいと考えられる。

こうした観点から、企業向け送金を中心に、アルファベット表記の口座名義や BIC・IBAN の採用など、国内送金で用いるフォーマットの項目を国際送金で用いるフォーマットの項目に統一することなどについて、顧客全般の利用実態にも留意しつつ、「エンド・デイト」（旧フォーマットの使用期限）を設けることも含めて、検討を進めるべきである。

（２）国際送金における「ロー・バリュー送金」の提供

米国の FRB は、欧州の ACH 運営主体である Equens¹⁹ と連携し、ACH 等の国際的な相互接続と送金手順等の標準化を図る IPFA²⁰ の取組みを主導している。この取組み等を通じて、米国は、これまでに、欧州 22 カ国を含む 35 カ国との間において国際的な相互接続を実現している。

これにより実現されている国際送金スキームは、着金まで 1～2 日要する

¹⁷ 全銀フォーマット及びテレ為替フォーマット上、カナ文字に加えてアルファベットを使用することも可能ではあるが、銀行では口座名義をカナ文字で登録しているケースが大半であり、現状の銀行システムでは、アルファベットで口座名義が書かれている場合、自動的な送金処理が行えない。

¹⁸ 日銀ネットにおいては、国際送金で用いられる SWIFT フォーマットに対応したフォーマットも使用可能となっている。

¹⁹ ドイツ・オランダで ACH を運営する会社であり、大手銀行 5 行が出資している。欧州内の多くの ACH と接続している。

²⁰ IPFA（International Payments Framework Association）は、国際送金に係る事務を効率化することによって安価な国際送金の実現を目指す団体で、平成 22 年に米国 FRB 及び欧州 Equens の主導によって設立された。現在、26 の ACH 及び銀行が参加している。同スキームでは、ゲートウェイ・オペレーター（以下 GO）を各々で選定の上、支払指図を GO に集めて 1 日 1 回まとめて相手側 GO に電送し、またセトルメントも GO 間で（GO が銀行でない場合には別途代表行を選定）まとめて実施される。なお、米国・欧州以外の国々においても同スキームの導入が検討されている。

ものの、手数料は比較的安価であることを特徴としている。このスキームは、我が国の銀行が現在提供している個別行間のコルレス契約に基づく国際送金スキーム²¹が、基本的に当日中に着金となされる²²一方、比較的高い手数料が求められる「ハイ・バリュー送金（高くて、急ぐ送金）」であるのに対して、「ロー・バリュー送金（安価で、急がない送金）」に位置づけられる。

特に、我が国企業・個人の国際的な活動が拡大・多様化するとともに、海外から我が国への進出・渡航等の増大が見込まれる中、「ロー・バリュー送金」のスキームを提供することが、利便性向上の重要な課題と考えられる。

こうした観点から、国際送金のための新たな決済インフラのサービスとして、IPFA 等のスキームによる ACH の相互接続等を進めることによって「ロー・バリュー送金」を提供することについて、検討を進めるべきである。

（3）非居住者口座に係る円送金の効率性向上

邦銀に開設された非居住者口座に係る円送金のあり方については、グローバルに事業を展開する企業等から、同じ円送金、国内銀行口座間の送金でありながら非居住者関連取引と居住者関連取引を区別して取り扱うこととなっているため、キャッシュ・マネジメントの効率性を阻害しているとの指摘がある²³。

我が国の主要企業の活動が基本的にボーダレスなものとなっている中、基本的には、居住者・非居住者を区別することなくシームレスな決済環境を提供することが望ましいと考えられる。

こうした観点から、非居住者関連の円送金を、居住者間の送金と同様に、全銀システムで統一的に取り扱うことについて、検討を進めるべきである。

²¹ 現在、我が国を含む世界各国で行われている銀行間の国際送金は、1 件毎に仕向銀行から被仕向銀行に支払指図を行い、両行間のコルレス契約に基づき、相互に相手行に開設した預金口座を通じて決済（セトルメント）することにより処理されている。

²² コルレス契約が直接ない発展途上国の銀行へ送金する場合には、着金まで数日要するケースもある。

²³ 欧米主要国においては、国内銀行間における居住者と非居住者間及び非居住者間の送金については、居住者間の送金と同様、内為取引と捉えて全て内為システムで処理されている。他方、我が国では、邦銀に開設された口座間で行われる、居住者と非居住者間及び非居住者間の円送金を、全銀システムで処理している銀行（手数料は概ね数百円程度が主流）と、外為円決済システムで処理している銀行（手数料は概ね数千円程度が主流）が存在している。

(4) 大口送金の利便性向上

我が国においては、全銀システムによる送金は100億円未満とされており²⁴、個別の銀行のシステムもこうした全銀システムの送金限度額を踏まえて構築されている²⁵。このことについて、一部の大企業等からは、100億円以上の送金を行う場合、大規模送金を分割するか、あるいは、日銀ネットの記事付振替²⁶という別のスキームを利用しなければならないため、自動化（STP（Straight Through Processing）²⁷化）ができず、キャッシュ・マネジメントの効率性の障害となっている、との指摘がある。

企業のキャッシュ・マネジメントの効率化の観点からは、決済インフラが、金額の規模によらないシームレスな環境を提供することが重要であり、全銀システム等の送金限度額のあり方について、今後、検討を進めるべきである。

(5) アジアにおける決済インフラ構築への関与

アジアの新興国は目覚ましい成長を遂げているが、他方で、決済システムや制度が未整備の国も多く、近代的な決済システム・制度の導入が課題となっている。また、現在、アジアにおいては、ASEANを中心に、クロスボーダーでATM及びPOS（Point of Sale System；販売時点情報管理システム）、さらに送金も含めて各国の決済ネットワークを接続することにより、地域レベルの共通決済インフラの構築を目指す構想（APN²⁸）が推進されている。

こうした取組みは、アジアの金融・経済の将来的なあり方、特にアジアにおける地域統合及び地域金融協力にも関わるものであり、各国では、銀行界も含めこうした取組みへの関与を強化している。

我が国企業及び金融機関においては、ビジネス環境の観点、また、現地に

²⁴ 全銀フォーマットの送金金額欄は、規定された昭和48年当時から、10桁（100億円未満）に設定されている。

²⁵ これに対して、例えば、欧州では、基本的に送金の限度額は設けられておらず、企業等が大規模な資金移動を行う場合でも、分割や別途のスキームを利用することなく送金することが可能となっている。

²⁶ 記事付振替とは、例えば、A銀行がB銀行に日銀当座預金を振替え、当該資金をB銀行にあるC社の口座に入金させたいと考えた場合に用いる仕組みである。「最終の受取人がC社である」ということがB銀行に分かる形で、A銀行からB銀行への日銀当預の振替が行われる。

²⁷ STP（Straight Through Processing）とは、標準化された電文フォーマットを用い、情報システムを連動させることにより、取引の約定から決済に至るまでの一連のプロセスを人手を介さずにシームレスに行うことをいう。

²⁸ APN（Asian Payment Network）は、平成18年にASEAN主要国のATMネットワークの運営者によって設立された団体。その後、ASEAN主要国に加え、平成22年から平成23年にかけて中国・韓国・豪州・NZの事業者が参加し、我が国も平成26年1月から民間事業者が参加している。

おける他国との競争条件を向上させる観点から、アジア各国において、我が国の制度やシステムと親和性のある近代的な決済環境が整備されることについて期待がある。こうした中、ASEAN 諸国等から我が国に対して、日本の技術や経験を活用して決済インフラの整備に協力を求める声がある。

我が国の成長力強化とアジア地域の発展に貢献するとの観点から、今後、例えば、以下のような課題に取り組むことが考えられる。

- ・ APN (Asian Payment Network) について、必要に応じ官民が連携しながら、我が国銀行界及び関連事業者等が一体となった提案を行うことなどを通じ、平成 29 年頃までを目途としたアジア地域共通の決済インフラの構築に積極的に参画していく。
- ・ その他、決済システム・制度や電子記録債権制度について、将来的な相互接続の可能性も視野に、各国の実情も踏まえつつ、制度・運営等のソフト面も含め、ASEAN 等の主要新興国での導入に適切な支援等を図ることが重要である。

3. 決済インフラの機能拡大と高度化

決済インフラは個人・企業の経済活動の重要な基盤であり、その機能の優劣は、我が国経済の発展に大きな影響を及ぼすものである。こうしたことを踏まえれば、以下のような取組みを通じて、我が国の決済インフラの機能拡大と高度化を図っていくことが重要な課題である。

(1) XML²⁹電文への移行

銀行システム間で送受信される電文については、フォーマットの項目（中身）のみならず、その記述方式の標準化・高度化を図ることが、銀行業務の効率化の観点から重要である。決済を含む金融取引に使用される電文は、情報量等の点で優れているとされている XML 方式で記述することが国際標準（ISO20022³⁰）とされており、国際的に XML 電文への移行が進んでいる³¹。

²⁹ XML (eXtensible Markup Language) とは、データ記述用言語の一つで、数値や文字等のデータをタグと呼ばれる特定の符号で挟み、そのタグの中に意味を表す名称（要素名）を書き込むことでデータの内容を表すことができ、タグで挟まれたデータ同士を重層的に並べることで複数のデータ間の論理構造を表現することができる。

³⁰ ISO20022 とは、様々な金融業務で利用される電文の国際規格であり、ISO（国際標準化機構）によって平成 16 年に制定された。対象となる業務毎に、個々の取引や事務処理において必要となる項目内容や XML 方式のフォーマットが SWIFT によって ISO に登録されている。

³¹ 国内でも、例えば、証券保管振替機構は、平成 26 年に XML 電文を導入し、旧電文のエンド・デイ

特に、欧米は、機能面に優れた XML 電文への移行を計画的に推進している。例えば、欧州では、EU 規制により、旧来の固定長電文の利用について「エンド・デイト」を設定し、域内の ACH 及び銀行が XML 電文に全面的に移行している。また、米国も、本年 1 月に FRB が発表した戦略文書（「米国決済システムの高度化戦略」）³²において、国内の ACH 及び銀行の XML 電文への移行を戦略目標の 1 つに掲げ、目標実現のためには「エンド・デイト」の設定が不可欠との認識を示している。

全銀システムにおいても、平成 23 年に XML 電文を採用したものの、従来の固定長電文方式のフォーマットも引き続き使用可能であり、銀行においてシステム対応が進んでおらず、いまだ XML 電文は使用されていない。

なお、XML 電文の採用が進めば、現在、我が国で使用されている固定長電文方式のフォーマットでは 20 文字であった EDI 情報³³が 140 文字を繰り返して記載可能となるなど、金融 EDI の普及に資する、との指摘もある³⁴。

以上を踏まえれば、我が国においても、XML 電文への移行を迅速かつ計画的に進める観点から、検討する必要がある。特に、電文は、決済ネットワークにおいて用いられるものであるため、新たな方式の採用については、外部性が存在し、新旧電文が併用できる状況では XML 電文への移行が進まないおそれがある。

こうした観点から、全銀システムにおける、XML 電文への全面的な移行に向けて、エンド・デイト（旧方式の電文の使用期限）を設けることも含めて、

トを平成 30 年末に設定。また、日銀ネットでは、本年 10 月の新日銀ネットの全面稼働時点で XML 電文に一斉移行する予定となっている。これらの動きに合わせて、銀行は、証券保管振替機構のシステム及び日銀ネットと接続するシステムについては、XML 電文対応を進めている。

³² FRB は、安全・効率・汎用性に優れた決済システムが米国経済には不可欠との認識の下、平成 24 年以降検討を進め、本年に、米国決済システムの高度化に向けた目標と戦略をまとめた「米国決済システムの高度化戦略（原題：Strategies for Improving the U.S. Payment System）」と題する戦略文書を公表。同戦略文書においては、スピード、セキュリティ、効率化、国際化、協調という「5つの目標」が掲げられ、目標を達成するための戦略として、例えば、平成 28 年までにファスターペイメントの導入手段等を特定することや、エンド・デイトの必要性を含む ISO20022 への適合、クロスボーダー決済の接続先拡大等を掲げている。

³³ 欧米では、企業間取引に係る決済情報と受発注内容等の取引データ（商流情報）の電子的授受（Electronic Data Interchange）を連携させることにより、企業における事務等の効率化を図る、金融 EDI の取組みが拡大している。例えば、米国では、20 年以上前より金融 EDI の取組みが開始されており、現在では、決済処理と同時に最大で 80 万文字までの取引データ（商流情報）を授受できるサービスも導入され、利用も年々拡大している状況にある。欧州でも、SEPA 構想において策定された送金標準として、一定の取引データ（商流情報）を授受できる仕組みを整えるよう銀行に義務付けている。

³⁴ 金融 EDI の普及については、商流 EDI（企業間での商流情報の電子的な授受）の一層の普及、業界毎に異なっている商流情報の標準化が必要との指摘もある。

その方策について更に検討を進めるべきである。

(2) 24 時間 365 日化の推進

諸外国、例えば、英国やシンガポールなど、主要新興国も含め世界的に、ACHの稼働時間を延長し24時間365日のリアルタイム送金サービスを実現する取組みが進展している。

この点、我が国においては、昨年12月、全国銀行協会が24時間365日リアルタイム送金を実現すべく、全銀システムにおいて、これまでの未対応時間をカバーするための新たなプラットフォームを本体システムとは別に構築することを決定した。今後、平成30年中のサービス開始を目指し、具体的な検討を進めるとされており、多くの銀行の参加が期待される。

(3) 決済イノベーションの基盤としての新たな活用

欧米において、ACHをはじめとする決済インフラは、単に資金清算の機能を提供するだけでなく、携帯電話番号による送金サービスや、顧客が他行に口座を移転する場合に銀行間で顧客情報を移管するサービス、銀行取引に係る不正防止機能など、銀行がより高度な決済サービスを提供していくためのインフラ的機能も提供している³⁵。

我が国においても、欧州の例に見られるような、携帯電話番号による送金など、外部性を有するサービスや銀行共通で発生する事務について、共通基盤を活用・構築するとの発想が重要であると考えられる。

このような観点から、銀行がより高度な決済サービスを提供していく上で有益な資金清算以外の機能の充実について、今後、検討を進めるべきである。

4. 決済インフラに係るイノベーション推進のための体制整備

海外、特に欧州のACHは、主要な銀行が出資する株式会社であることが多く、送金・資金清算以外の多様なサービスを提供したり、主要新興国等に対して積極的に自らのシステムの海外展開を行うなど、自国内外の環境変化や顧客ニーズに応じて、迅速かつ柔軟に事業展開が図られている。

³⁵さらに、欧州では、銀行が提供するCMSについて、利用企業の利便性を高める観点から、銀行が企業に提供するCMS関連のレポートのフォーマットが統一されていないと複数銀行を利用する企業が全体管理しにくいとの問題を解消するため、銀行が提供する取引履歴等のレポートのフォーマットを統一化することについても検討されている。

また、欧米では、国内に複数の ACH が存在し、それぞれがターゲットとする顧客・ニーズ領域に応じてサービスを提供しており、顧客が、利用目的に応じて、ACH を選択的に使い分ける体制が構築されている³⁶。なお、我が国では、例えば、全銀システムにおける稼働時間の「24 時間 365 日化」に向けた検討においては、本体システムとは別に「新プラットフォーム」を構築することとされている。こうしたニーズに応じた複線的な決済インフラの提供は、今後の決済インフラのあり方として重要であると考えられる。

近年、我が国においても、決済インフラのサービスに対するニーズの多様化、国際的な連携の必要性、対応の迅速性等の要請が急速に高まっている。こうした要請に応じていく観点から、迅速かつ機動的により高度なサービスを提供していくための体制や、サービスの対象やニーズに応じた複線的な決済インフラの構築など、決済インフラの基本的あり方について検討を進めるべきである。

第 4 章 決済システムの安定性と情報セキュリティ

1. 決済システムの安定性

決済システムは、経済活動全体から見て基幹的なインフラ機能を果たしている。このため、その安定性の確保は、重要である。特に、銀行間ネットワークによって構成されている決済システムは、様々な決済サービスを提供する事業者の立場から見ても、他の事業者との間での最終的な決済手段となるものであり、その安定性の確保は、極めて重要な課題である。

この点、特に近年、決済を起点としてノンバンク・プレーヤーによる金融サービスの提供が拡大し、決済関連の業務を幅広く提供するようになってきている。こうした動きは、イノベーションを促進し、利用者利便の向上に貢献するものであるが、他方で、ノンバンク・プレーヤーの機能拡大が進む場合、例えば、ノンバンク・プレーヤーの破綻やシステム停止等に伴うリスクが増大するおそれもある。

ノンバンク・プレーヤーの機能拡大が進む中においては、ノンバンク・プレーヤーの破綻やシステム停止等に伴うリスクを低減させるとともに、万が

³⁶ 我が国では、全銀システムにほぼ全ての金融機関が参加し、民間の ACH としては全銀システムが単独で日本全体に対してユニバーサルなサービスを提供してきた。これに対して、欧米主要国においては、複数の ACH が、主に主要な金融機関の出資によって、株式会社の形態によって運営されていることが多い。

一、そうした破綻等が発生した場合においても、銀行の信用創造機能や決済ネットワークに大きな影響が生じることがないように手当てしておくことが必要である。こうした観点から、今後、実務面も含め、幅広い観点から、検討を進めるべきである。

2. 情報セキュリティ

(1) 最近の動向

銀行等における情報セキュリティ対策については、共通の拠り所として、金融情報システムセンター (FISC ; The Center for Financial Industry Information Systems) において安全対策基準等が整備されているほか、全国銀行協会の規定及び申し合せ等が行われてきた。また、銀行以外の事業者については、例えば、セキュリティ基準の設定等、業界団体による自主ルールの整備等が図られてきた。

こうした状況に対して、最近では、サイバーセキュリティ基本法の全面施行及び政府におけるサイバーセキュリティ戦略本部の設置、また民間においても金融 ISAC (Information Sharing and Analysis Center)³⁷ の設立などの取組みが行われている。

さらに、偽造・盗難キャッシュカードの被害防止策としては、例えば、多くの銀行において、キャッシュカードの IC カード化や本人確認手段としての生体認証の導入等、一定の対応が図られてきたところである。しかしながら、例えば、IC カードの普及は一部にとどまり、いまだに、磁気ストライプカードと 4 桁暗証番号が広く利用されるなど、実効性に課題が残っている。

(2) 今後の課題

銀行における情報セキュリティについては、これまで、基本的に、外部接続先を主として金融業界内に限定することによって、セキュリティ侵害のリスクを低下させるとともに、万一問題が発生した場合の損失・責任については、基本的にサービス提供者側が負担することにより対応されてきた。

他方、IT の発展等を背景に、ネットバンキングやモバイル送金などの例に

³⁷金融 ISAC (Information Sharing and Analysis Center) は、フィッシング被害や不正送金被害等のサイバーセキュリティに関する情報を会員間で共有し、連携して対策を行うことを目的として、平成 26 年 8 月に、金融機関を会員として設立された一般社団法人。

見られるように、決済のインターフェイスは、銀行の外部へと拡大し、同時に、決済を中心とした銀行業務のアンバンドリング化が進行する中で多様なプレーヤーが決済情報のプロセスに組み込まれるようになっていく。

こうした中においては、従来のように、サービスを提供する側が情報セキュリティ対策の責任を担い、外部とのネットワークを遮断することで情報セキュリティを構築するという手法では、十分な対策が講じられないおそれがある。

こうしたことを踏まえると、今後、ネットワークのオープン化に対応した情報セキュリティ対策を講じることが更に重要である。このため、当面、例えば、以下のような課題について、検討を進める必要があると考えられる。

- ・ 銀行のネットバンキングなどについては、監督指針やFISCの安全対策基準の整備等の取組みが行われてきたが、多様なプレーヤーが決済情報のプロセスに組み込まれる中においては、銀行のみならず、多様なプレーヤーにおける情報セキュリティ対策の向上が重要である。こうした観点からは、多様なプレーヤーが対応の拠り所とできる準則や業界における情報セキュリティ基準の設定、その実効性の確保のための方策が重要である。
- ・ オープン化されたネットワークにおいて有効な情報セキュリティ対策を講じるためには、銀行その他の多様なプレーヤーと利用者が、それぞれ一定の責任を持って対策を講じることが必要である。そのためには、問題が生じた場合の責任・損失分担について、必要に応じ、一定の合理的なルールが形成されていくことが期待される。
- ・ 金融機関の外部も含め、オープンなネットワーク全体としてセキュリティ水準を向上させるためには、サービスを提供する側のみならずサービスを利用する側の情報セキュリティ対策が重要である。こうした観点からは、利用者のリテラシー向上も含め、利便性を考慮しつつも、幅広い関係者が情報セキュリティ対策を推進していくための方策が重要である。

第5章 イノベーションの促進と利用者保護の確保

1. 最近の動向

インターネットを利用した取引をはじめ様々な局面で、ITの進展等を活用

して、消費者等の利便性を高める様々な新しいサービスが展開されている。

他方、利用者とのトラブルに関して、例えば、国民生活センターに対して、様々な決済手段に関する相談が寄せられている。また、利用者の側からは、決済サービスにおいて IT を活用した様々な新しいインターフェイスが登場するとともに、決済プロセスに多様な事業者が関わるようになってきていることについて、決済の安全性確保の観点が必要との指摘がある。

こうした中、決済サービスを提供する事業者等が、業界団体において不正請求の防止などのためのガイドラインの設定を行うなど、利用者保護の観点に立った自主的な取り組みが行われている例がある。

2. 今後の課題

決済高度化を検討するに際しては、IT の発展等を取り込みつつ「イノベーションの促進」と「利用者の利便性の向上」を図るという観点と、IT を活用した不正行為や IT の脆弱性等に由来する事故等からの「利用者保護」という観点の双方を踏まえる必要がある。また、マネー・ロンダリングなどの犯罪防止の観点にも留意する必要がある。

特に、近年、決済分野においては、ノンバンク・プレーヤーが提供するサービスが拡大するとともに、そのサービスの内容が多様なものへと分化・多様化している。こうした中であって、利用者保護の観点から、リスクに対する必要な手当てを講じることが必要である。

例えば、従来、銀行と銀行サービスの利用者との関係は、主に、両者が直接コンタクトして処理されてきたが、銀行と銀行サービスの利用者の間に立って、両者を介在するサービスが拡大し、当該サービスに関連してトラブルが発生する場合に、利用者保護をどのように図るかといった課題も生じてくる可能性がある。

利用者保護や犯罪防止は、まずもって、サービスを提供する事業者において、責任を持って対応することが必要である。しかしながら、様々なプレーヤーが登場し、サービスの種類も拡大する中、適正な利用者保護等を図るための枠組みについて検討していく必要がある。その際には、各事業者に対する許認可等を通じて業務の適正な運営を確保すること、それぞれの業態に応じた業界の自主ルールで対応すること等、様々な方法が考えられるが、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、実態を十分に踏まえ、実効性ある対

応を行っていくことが重要である。また、利用者保護等を図る上で問題のある行為等に関する情報共有や利用者への注意喚起、高齢者等への配慮、利用者側のリテラシー向上なども重要と考えられる。

なお、仮想通貨等、新たな形態の決済手段についても、その利用実態や犯罪その他不正利用の可能性、国際的な規制の動向等も踏まえた上で、対応のあり方について、必要に応じ、検討していくことが考えられるのではないかと指摘があった。

第6章 改革に向けたアクションプラン

1. 最近の動向

米国及び EU においては、決済高度化は、国・地域の競争力強化を図る上で重要な要素であるとの認識の下、例えば、FRB が本年1月に「米国決済システムの高度化戦略」を発表するなど、戦略的かつ包括的な取組みを強化している。

また、欧州では、中長期的な視点に立ちながら、スピード感を持ってイノベーションを促進するため、銀行・企業・政府・中央銀行等が参加し、継続的に改革を検討・フォローする場（「リテール決済評議会」³⁸等）を設置し、改革を推進している例が見られる。

2. 改革に向けたアクションプランの策定

我が国においても、戦略的に決済高度化に向けた取組みを進めていく必要がある。このため、決済分野に関わる我が国全体の状況、さらには海外の動向を踏まえつつ、それら海外の取組みよりも更に高い次元を目指して、包括的な改革のためのアクションプランを策定し、それを官民挙げて着実かつ継続的に実行していくことが検討されるべきである。

第7章 法制面に関する課題

決済分野においては、上述のとおり、ノンバンク・プレーヤーが提供する決済サービスが拡大するとともに、従来銀行が担ってきた決済に関する業務

³⁸ ユーロ圏のリテール決済について、革新的かつ競争的な市場を創設することを目的として、平成25年12月にECBによって設置された会議体。ECBを議長として、リテール決済の需要側（消費者・企業）及び供給側（銀行、ACH）の各団体が参加している。年2回会合を開催し、決済に関するハイレベルな論点について提言を行っている。

や機能が分化される形で多様なサービスが提供されている。このような動きは、今後も、IT分野の発展等に伴い、さらに進んでいくものと考えられる。

こうした動きに対して、欧州においては、以下のような取組みが行われている。

- ・ EU 決済サービス指令（PSD ; Payment Services Directive）において、一定規模以上の決済サービス事業者に係る自己資本規制や取引の実行期間に係るルール、決済サービスの提供者とその利用者との間の損失分担ルールに係る体系的な規定、さらには他のサービスをあわせ行う事業者に係る法制上の手当てといった、横断的な制度整備が図られている。
- ・ さらに、効率的な欧州決済市場を目指し、また、競争とイノベーション、セキュリティに資する決済環境の提供をさらに促進するため、新たな決済サービス指令（PSD2）の策定に向けた検討が行われている。その中には、例えば、利用者と決済サービス提供者の間に立って、利用者の指示や口座情報を伝達したりするサービスを提供する事業者（Third Party Payment Service Provider）の規制対象化等が議論されている。

法制度のあり方は、それぞれの国・地域の経済状況等を踏まえて考える必要があるが、決済を取り巻く環境が変化する中、我が国においても、以下のような観点に立っての検討が必要と考えられる。

- ・ IT分野の技術革新等の成果を取り込み、決済サービスの高度化を進めるとの要請にこたえていくためには、ノンバンク・プレーヤーも含めた多様な主体の事業展開を促していくことは重要な課題である。他方、各種サービスのリスクに応じた適切なルールのあり方を検討することも重要である。
- ・ 銀行規制に関しても、ノンバンク・プレーヤーとの連携等も必要に応じて行いつつ、各行の創意工夫に基づき、決済関連業務を戦略的に展開していくことを可能とするような銀行グループの業務範囲規制などについて、検討することが重要である。
- ・ また、銀行その他の業者と利用者等を取り次ぐ窓口機能を提供するサービスや決済に関する情報処理サービスなどが登場しているが、こうした中間的業者にトラブルが生じ、利用者保護上の問題につながることもありうることから、利用者保護上のリスクに応じた適切なルールのあり方

を検討することも重要な課題となっている。

- ・ さらに、従来銀行が担ってきた業務が分化される中、信用創造機能・決済ネットワークの提供など、銀行が果たしている経済システム上の根幹的な役割を維持することは重要な課題である。

また、これまで記述した論点に加えて、本スタディ・グループ審議の過程においては、資金決済法に関連して、各種サービスに対する適用関係や資金移動業者の送金限度額、プリペイドカード発行業者の表示義務、供託負担及び事業譲渡手続等、その他 CMS に関連した法制面の適用関係等についても問題提起があった。

なお、金融審議会においては、今般、新たに「金融グループを巡る制度のあり方」について諮問されたところである。銀行グループの業務範囲規制や銀行法制に関する論点については、その審議の中で、金融グループ全体のガバナンス等の観点も踏まえて検討が進められるものと考えられる。

本スタディ・グループを改組して設置されるワーキング・グループでは、「金融グループを巡る制度のあり方」についての審議も踏まえつつ、法制面での論点についても、決済高度化の観点から、必要に応じ、審議を進めていくことが考えられる。なお、その際は、個別の論点のみに着目するのではなく、規制の全体像・相互関係等を十分に踏まえることが重要である。

おわりに

我が国の内外において決済を取り巻く環境が大きく変化するとともに、決済高度化の重要性が高まっている。我が国においても、上述した今後の課題を踏まえ、決済に関する我が国全体としての戦略的なアクションプランを策定していく必要がある。また、その際、制度面の手当てが必要であれば、それらについても更に検討を進めていく必要がある。

本中間整理は、これまでの審議を総括したものであるが、この総括も踏まえ、今後、本スタディ・グループを改組して設置されるワーキング・グループにおいて、我が国の決済の高度化に向けた諸課題について、更に審議を深めていくことが期待される。